

東村山市下水道条例改正のお知らせ

令和元年東村山市議会12月定例会において、東村山市下水道条例の一部を改正する条例が可決、及び公布され施行しています。条例第4条の改正規定については、令和2年4月1日から施行となります。改正の主な内容は、以下のとおりです。

また、条例の改正に伴い、東村山市指定下水道工事店及び責任技術者に関する規則（以下、規則）の一部を改正しています。

指定下水道工事店の指定要件等について（公布の日から施行）

これまで、成年被後見人及び被保佐人については、市の指定下水道工事店の指定を受けることができませんでしたが、条例第27条第2項の改正により、指定を受けることができない要件は、以下のとおりとなります。（※下線部は、改正・新設箇所）

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 指定下水道工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない者
- 3 責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者
- 4 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 5 法人の場合にあっては、その代表者が上記のいずれかに該当する者（2を除く）

指定下水道工事店の申請・届出様式について（公布の日から施行）

条例第27条第2項の改正により、規則に規定する指定下水道工事店の申請・届出様式を改正し、添付する書類を以下のとおり追加しています。

◆新たに必要となる書類

- 1 新規登録申請の場合
 - ・ 登記されていないことの証明書又は医師の診断書
- 2 継続申請の場合
 - ・ 身分証明書
 - ・ 登記されていないことの証明書又は医師の診断書
- 3 休止・再開の場合
 - ・ 医師の診断書（精神の機能の障害により業務を休止又は再開する場合に限る）
- 4 変更の場合
 - ・ 身分証明書（代表者の変更の場合に限る）
 - ・ 登記されていないことの証明書又は医師の診断書（代表者の変更の場合に限る）
 - ・ 印鑑証明書

※1 登記されていないことの証明書は、法務局が発行する「後見登記等ファイル」に成年被後見人等の本人とする記録がない

ことを証明するもの。

※2 医師の診断書は、排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したもの。(休止の場合は、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない旨及びそれが回復する見込みを記載したもの。)

責任技術者の登録資格について (公布の日から施行)

これまで、成年被後見人及び被保佐人については、責任技術者として市の登録を受けることができませんでしたが、条例第30条第2項の改正により、登録を受けることができない要件は、以下のとおりとなります。(※下線部は、改正・新設箇所)

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 不法行為又は不正行為等によって責任技術者としての登録を取り消されて2年を経過していない者
- 3 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

排水設備の接続方法及び内径等について (施行日：令和2年4月1日)

条例第4条第4号及び第5号に規定する排水設備の新設又は改築を行おうとするときの污水管・雨水管の内径及び勾配についての表が、次のとおり改正されました。

1 污水管の場合

【改正後】		【改正前】		
排水人口 (単位 人)	排水管内径 (単位 ミリメートル)	排水人口	排水管内径	勾配
150未満	100 (勾配 100分の2以上)	150人未満	100ミリメートル以上	100分の2以上
150以上300未満	125 (勾配 100分の1.7以上)	150人以上300人未満	150ミリメートル以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150 (勾配 100分の1.5以上)	300人以上600人未満	200ミリメートル以上	100分の1.5以上
500以上	180以上 (勾配 100分の1.3以上)	600人以上	250ミリメートル以上	100分の1.2以上

2 雨水管の場合

【改正後】		【改正前】		
排水面積 (単位 平方メートル)	排水管内径 (単位 ミリメートル)	排水面積	排水管内径	勾配
200未満	100 (勾配 100分の2以上)	200平方メートル未満	100ミリメートル以上	100分の2以上
200以上400未満	125 (勾配 100分の1.7以上)	200平方メートル以上	150ミリメートル以上	100分の1.5以上
400以上600未満	150 (勾配 100分の1.5以上)	600平方メートル未満		
600以上1,000未満	180 (勾配 100分の1.3以上)	600平方メートル以上	200ミリメートル以上	100分の1.2以上
1,000以上1,500未満	200 (勾配 100分の1.2以上)			
1,500以上	230以上 (勾配 100分の1以上)			

上記の規定は、令和2年4月1日以降に排水設備の計画の確認を受けようとするものから適用します。